

伊勢崎市 i ネットモニター設置要綱

(設置)

第1条 市政に関する市民のニーズ等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、伊勢崎市 i ネットモニター（以下「i モニター」という。）を設置する。

(職務等)

第2条 i モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施するアンケート調査にインターネットを利用して回答すること。
- (2) その他 i モニターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

2 i モニターの職務に係るメールの送受信及びインターネット環境の維持に要する経費は、i モニターの負担とする。

(資格)

第3条 i モニターに登録できる者は、次条に定める登録申請を行う時点で市内に在住し、在勤し、又は在学する満18歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員である者
- (2) 常勤の国家公務員又は地方公務員である者
- (3) 同一世帯内に既に i モニターがいる者

(登録)

第4条 i モニターに登録しようとする者は、市長が指定するインターネット上の登録申込フォーム（以下「申込フォーム」という。）により、次に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 生年月日
- (6) 職業
- (7) 応募資格

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、i モニターとなる資格を有すると認めるときは速やかに登録手続を行い、次に掲げる事項を通知する。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(届出内容の変更)

第5条 i モニターは、登録した内容に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしなかったことに起因してi モニターに生じる不利益又は損害について、市長は一切責任を負わないものとする。

(任期)

第6条 i モニターの任期は、登録した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、第8条に規定する登録の解除又は第9条に規定する登録の取消しが行われないう限り、任期は1年間自動的に更新される。

(禁止行為)

第7条 i モニターは、次に掲げる行為及びそのおそれのある行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令に反する行為

(3) i モニター制度の運営を妨げる行為

(4) 同一人物による多重登録をする行為

(5) 他人になりすまして登録をする行為

(6) 他のi モニター又は第三者を誹謗中傷する行為

(7) その他市長が不適正と認める行為

(登録の解除)

第8条 i モニターは、申込フォームにより申請をすることで、i モニターの登録を解除することができる。この場合において、i モニターは、登録の解除と同時にその資格を喪失する。

(登録の取消し)

第9条 市長は、i モニターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

登録を取り消すことができる。

- (1) i モニターの職務を登録の日から1年間遂行しないとき。
- (2) 第3条に規定する資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) 登録された住所及びメールアドレスに市長から通知が到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消す場合は、その旨を通知する。

3 第1項第3号に該当することにより登録を取り消された者は、再度iモニターに登録することはできない。

(著作権)

第10条 i モニターの職務の遂行により得たアンケートの回答及び意見等の著作権は、市長に譲渡されるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。